

参議院商工委員会會議録第五号

昭和三十五年十二月二十二日(木曜日)
午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 劍木 享弘君
理事 川上 為治君
古池 信三君
栗山 良夫君
牛田 寛君

委員 赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
小林 英三君
鈴木 万平君
山本 利壽君
阿貝 根 登君
近藤 信一君
榊 繁夫君
吉田 法晴君
向井 長年君

國務大臣 椎名悦三郎君
通商産業大臣 迫水 久常君
政府委員 經濟企画 江藤 智君
政務次官 中野 正一君
經濟企画庁 調整局長 関守 三郎君
外務省經濟局 經濟協力部長 樋口 誠明君
通商産業大 臣官房長 通商産業省 通商局長 小室 恒夫君

通商産業省 松尾 金藏君
企業局長 中小企業庁長官 小山 雄二君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 通商産業省企業 局賠償特需室長 平岡 廣助君
参考人 日本輸出入 銀行理事 鈴木 義雄君

本日の會議に付した案件

○海外經濟協力基金法案(内閣提出、衆議院送付)
○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件
○水資源開發關係予算に関する請願(第四号)
○新潟市に東北電力火力発電所建設の請願(第一五号)
○消費者物価値上り防止に関する請願(第一一七号)(第一七四号)

○九州電力料金値上げ反対に関する請願(第一一五号)(第一九七号)(第一九八号)(第二四九号)

○四国地方開發事業費國庫補助等増額に関する請願(第二〇〇号)
○經緯調査要求に関する件

○委員長(劍木享弘君) これより商工委員会を開会いたします。
まず、海外經濟協力基金法案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○吉田法晴君 法案によりますと、東南アジア等の後進地域に対する經濟協力のための資金を用意しよう、こういうあれですが、通産省の最近の、本年度、来年度の輸出貿易の見通し等を拝見いたしまして、今後ドル防衛あるいはアメリカ、ヨーロッパ諸國の景氣停滯からする輸出競争の激化という点も予想をせられますし、今後貿易を伸ばしていくためには、あらゆる施策を用いなければならぬと、經濟企画庁、通産省等においてもお考えのようであります。特にドル防衛措置によって直接大きな影響を受けるところのあるいは肥料、化学製品あるいはセメント等々、これは数日前の委員会の質問で經濟企画庁長官自身も品目をあげて御心配になっておりましたが、これはひとり肥料あるいはセメント等々にとどまらず、日本の貿易全体あるいは經濟全体について言えることだと思ふのであります。

従つて先般來の日ソ貿易についても一億六千万ドル云々ということ、大へん歓迎されておる。あるいは最近パキスタンとの經濟協力に關します通商航海条約ですか、等の取りきめも歓迎をされておりますが、パキスタン等の数量を見ましても数千ドル、そうすると、いわゆる東の陣営といわれたいし、シベリア開發あるいは中國貿易に

ついての國民的な再開の期待というのも大きいことは、私が申し上げるまでもございせんが、これらの点についてどういふ工合にお考えになりますか。池田内閣として初め静觀ということでした。ところがその後國民の輿望に押された結果だと思ひますけれども、貿易の伸張については、日中貿易についてもこれを望む、あるいは期待をする、こういうお話でございします。

本院予算委員会等でも、この問題について緊張緩和の一つの施策とし、来年度において中國の國運加盟も實現するだろうし、對中國關係の國際的環境も著しく変わつて參るだろう。従つて、政府間協定に踏み切つていいんじやないか、こういう御質問に対して、承認を前提としない政府間協定、郵便あるいは氣象の政府間協定等は、これを結ぶ用意がある、こういう答弁がなされております。貿易についてその伸張を期待する、あるいは日中貿易について民間段階という限定はついておりませんけれども、その發展を期待するといふのであるならば、政府間協定を含んではいけないかという、私ども國民の切望を考へながら、政策の前進といひますか、あるいは変更と申しますか、これを政府に求めるのが私どもの態度だと思ふんです。經濟企画庁長官、それから通産大臣おそろいでございしますから、まず承りたいと思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) 御質問の要點、結局中共貿易を促進するかどうかということと承りました。お答え

を申し上げますが、政治的な關係でなしに、貿易それ自身が進んでいくならば、これは決して拒むところではなくて、これについては、何と申しますか、協力をしていくというのが今の政府の立場だと思ひます。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 最近この中共貿易再開の氣運が業界に出て參りまして、それで強制バーターによらない片道決済の輸入を認めてほしいという要望も出てくるようでございします。これらの要望に關しましては、われわれもいたしましては、その線に沿うて參るつもりでおります。しかし、やはり問題の處理はケース・バイ・ケースで參りたい、こういうことを考へてい

るのであります。この兩國の貿易がまた二、三年前の状況に簡単に返るものとは考へられませんが、現在の段階において、できるだけその方向に努力して參れば、二、三年前の線、あるいはまたそれ以上に伸び得るのではないかとこの期待をもつておりますが、しかし、非常に多くを今期待することは、これまた当たらないのではないかと、かように考へております。最近の貿易の状況は御承知の通り特殊のものでございします、少し以前の品物を見ますと、こちらからは鋼材、それから化学肥料、医薬品、機械、化纖、そういったようなものが出ておりまして、向こうからは大豆、塩、石炭、桐油というようなものがきておつたわけでありまして、状況はそう大した変化はございせんが、こういったよ

うなものについて、また復活する望みは十分にあるだろうと考えております。

○吉田法晴君 基本的な問題と、それから強銅バスター地域からの除外といいますが、ケース・バイ・ケースという具体的な話と、両方、両大臣からございましたが、私も両者についてお尋ねいたしたいと実は考えているんですが、適産大臣、一般的な点について、あるいは基本的な点については多くお触れになりませんが、適産省の貿易見通し等を見ておきますと、来年度の一〇％伸びは非常にむずかしい、こういうことが書いてございまして、輸出の総額の中で、たとえば日ソ貿易の一億六千万ドルというものを、やはり相当大きなものとして歓迎をしておる実情から考えると、六億五千万の人口を持っております中国との貿易を再開するということになりまして、これは一億、二億というものはすくなくふえるでしょう。しかも今適産大臣が言われましたあるいは鋼材であるとか、肥料であるとか、あるいは化繊であるとか、あるいは機械でありますとか、ドル防衛なりあるいは特需の停止、削減によって直接影響を受けますものは、まあかわりの市場もございしますが、これから伸びていきます製品の大部分を輸出に待ちたい、こういう情勢の中で、日本の経済自身からする貿易の拡大の道を、あるいは縮小のかわりのその市場を見つけないことになると、東西貿易と申しますか、その中で中国が一番私は大いと思うのであります。中国との貿易の再開というものは相当大きな重要性を持って考えられるのではないかと。それはひとりで中国だけでなく、東南アジアに對し

ても経済協力、まあ従来のアメリカを中心にしたいわゆる後進国地域の開発に協力をするというだけではない、いわば互惠平等の、いわゆる平和五原則といわれております方針に従っての貿易の拡大ということになりますと、これは従来の上、いわゆる東南アジアの諸国に対する貿易も進展をするという可能性も考えて、大きな意味を持つておると考えるのであります。日中貿易の再開について、もつとはっきりした政府の方針が出されていいのではないかと。企画庁長官の答弁の中にあります、政治に関連をしない限りにおいて、といったような、いわばへつり腰、アメリカに遠慮をしながら日本の貿易を考へるというのでなしに、アメリカ自身でさへ貿易の問題は、あるいは日中貿易の問題も、日本が自主的にきめる問題だ、こういう段階になつてい

る。それから、イギリスは、御承知のように最近中国貿易を拡大しようとして、中国の経済使節団を、産業別の代表を含んだ大きな代表団を迎えようとして、これはイギリスと中国との間の貿易を拡大しようという努力をしておることは御承知の通りであります。もう少し積極的に政府としても考へてしかるべきではないか。あるいは民間貿易の努力、政府間協定への道を求めて、国民が動こうとしておりますこの現在の趨勢に對して、それに対応するだけの姿勢と方向をお示しになつて、私はしかるべきじゃないかと思ふのです、が、重ねて承りたい。

○國務大臣(権名悦三郎君) 全般の貿易につきましては、結論としてはこの三十五年度は一七％ぐらいの伸びであつたのでありますけれども、三十六

年度においては、まあそこまでは期待できない、一〇％、こういう結論でございます。アメリカの景氣後退も、大

体において来年の後半期においては後退がとまる、こういうふうに見られておりますし、それからまたヨーロッパの景氣等についても、大體において今いいところへきていと思ひますけれども、これまた多少の後退があるかもしれないというふうな点を考慮し、日本としても相当の輸出ドライブをかけて、そして大體一〇％の伸びができるのではないかと。その一つの要素といつたしまして、このソ連との第二年度の品目協定をいたしましたことは御承知の通りであります。一億六千万ドルぐらゐのものを、往復で期待しておるわけでありまして、東南アジア等につきましては、御承知の通り、輸銀の資金を拡大いたしました、支払の緩和等、あるいはまた直接政府に対する借款というような問題も考慮に入れます、そして今後輸出の伸長を期して参りたい。そこで、問題は日中貿易でございしますが、ただ成行きにまかせるといふ、そういう考へ方ではもちろんございせん。ただし、政府間の協定といふことは、まだ政治的にその時期にならぬものと考えるのでございまして、ただいまの政治情勢というものに即応して、われわれとしては考へておる。従つて、一歩々々前進をいたしました、積み重ね方式によつて、できるだけ早くこの兩國間の貿易額というものを伸ばすように努めて参りたい、かように考へておるわけでありまして。

○吉田法晴君 まあ政治情勢に應ずる、國際的な変化を見ながら、たとえは國連加盟等しようが、政治情勢に應じながらという基本的な態度、これはまあ池田總理の答弁等を通じて、そういうふうな考へられるのですが、ドル防衛の措置、あるいはアメリカ、ヨーロッパ等の景氣停滯からする輸出の伸び悩み、一七％の今年の伸びが、一〇％に来年は減るだろう、そういう見通しですが、しかし、いやそう大して心配は要らぬのだ。こういうことで、これは現実にあつたらつていくだけで、それでは政策ではないと思ふ。心配があるならば、前もつて対策を講じて輸出の伸張をはかる措置を講じられるのが政府の責任だと思ふ。で、日中間の問題についても、ただ単に貿易はやりたい、これは出ております。ところが國際情勢についていく、あるいは政治情勢についていくというのでは、これは政治じゃないかと思ふのです。これは民間の対応策あるいは努力と同じことで、ドル防衛の問題もですが、日中貿易の問題にしても、中國の國連加盟も、これは来年度は必至であろうといわれている。あるいは現にイギリスのごときは、今後の國際競争といひますか、輸出競争の激甚に備えて、いち早くイギリスと中國との貿易の拡大に努力している。そうすると、日本の場合にも、将来を考へ、あるいはドル防衛なり、あるいは輸出競争の激甚を將來に考へるならば、あるいは輸出の伸び悩みを考へるならば、今日においてそれに対する施策を講ずべきじゃないか。その中で日中貿易というものは、ソ連との貿易一億六千万ドルが高く評価されるように、おそらく再開されるならば、二億あるいは三億、一ころいわれておりましたような十億というものがすぐにできないに

ても、とにかくウェイトが大きいことは間違いない。そうすると、ついでに政策じゃないかと、先を見通しての政策が立てられるべきじゃないか。それもその貿易を望まぬというなら別だ。日中貿易の發展は望む。それから政府間協定について、郵便あるいは氣象等については、これを結ぶ用意があるというならば、國民の要望あるいは經濟の実態を考へるならば、政府間協定についても、貿易の政府間協定についても、それを努力の目標として掲げるのに何の差しつかえがあらう、こう考へるわけでありまして、経済企画庁長官、先ほど政治に關係なしに云々というお話でありましたから、まあ答弁はほんとうは總理からしてもらふべきであらうと思ひますが、お二人がおられますから、先ほどの答弁に關連をしてもう一度御答弁を下さい。

○國務大臣(迫水久常君) 貿易というのが日本の經濟の成長の基礎をなしているものであることは、これはもう申し上げるまでもありません。私の立場といたしましては、この日本の經濟成長の基礎をなす貿易という問題が、政治的な理由によつて左右されるということは、できるだけ少なくあつてほしいということとは私の念願でありまして、少し言ひ過ぎかもしれませんが、私も、もし昭和三十年以前のように日本の貿易がアメリカの特需にあんなに依存しておつた場合に、今度のドル防衛政策をやられたら、日本の經濟というものはずいぶん影響を受けたと思ふのですが、幸いに日本は努力によつていよいよの特需依存という程度がうんと少なくなつておつたために、今回のアメリカのドル防衛も、そうそれ

でもって日本が大あわてをしないで済む、こういうことを考えていた場合には、できるだけ貿易というものは政治に左右されないような状態においてしたいところの思ひでありまして、もちろん日中貿易の伸展することは念願とはいはしますけれども、建前はどこまでもこれは貿易、経済の問題であつて、政治によつてその貿易が左右されないようにしたい、こういうことは私はもう非常に念願をいたしておるので、従ひまして日中貿易を促進するということについては、決して人後に落ちない立場でございますけれども、それはあくまでも経済的なベースにおいての話であります。そういうベースにおいて伸展するものならでるだけ一つ振興していきたい、こういうのが私の心持でございます。

○吉田法晴君 今の御答弁には積極的な面と、消極的な面と、二つまああると思うのですが、特需等に依存しておつた過去の日本の貿易経済の姿が漸次直つてきた点は大へんけっこうだと、その点は私も軍事的な面からアメリカ一辺倒の経済、あるいは貿易である従来の姿は直さるべきで、アメリカ従属の経済というものは、これはやめるべきだ、こういうことを主張して参つておりますが、従つて、アメリカに對しても、あるいは中国に對しても、いわば貿易についてひもつきであるとか、あるいは従属的な、あるいは特に一つに依存をするというふうな経済あるいは国であつてはならぬ、いわれております互恵平等といひますか、私はまあそういう意味で互恵平等、あるいは相互不可侵といつたような平和共存の経済、あるいは平和五原則とい

われておりますもの、あるいはバンドン會議で論議されたバンドン精神、バンドン十原則というものは、政治だけでなくて経済の面でも、これはアメリカに對しても、あるいはソ連、中国に對しても、それから問題の経済協力に對しても、東南アジアについても、これはそうでなければならぬと思ふ。そういう意味で積極的な面と私どもが賛成をし得る要素を持つておるのでございまして、しかしもう一つの後半にありました、消極的な面というものは、政治に左右されないという意味で純然たる民間貿易、こういう要素がございまして、三年ほど前に岸内閣の當時、あるいは台湾に行つて大陸反攻を激励をされた、あるいは国旗事件等、向こうからいいます中国敵視政策によつて日中貿易が、民間契約であつたけれども、これが御破算になつた。しかし、その後、日本と中国の間の関係は古いものであつて、それは過去、將來にわたつて変わるものではない、従つて最近の日本と中国のいわば人民的な協力交流の結果、貿易のほんとうの再開は政府間協定でなければならぬ、それは政府の保証がなければ貿易というものは十分行なえないから、政府間協定が原則である。しかし、政府間協定がないので取引が全然できないというわけではない、民間の商社、これはまあ敵視的な商社とはこういうことはできないかもしないけれども、友好商社との間には個々の契約をしてよろしい、こういうことでいわゆる配慮物資の拡大のほ

か、民間取引というものを始めようといふ、いわば向こう側から窓口があげられた。それに対して、民間の契約ができるようになった。ところがこちらからは強制バーター云々ということ、いわば取引貿易の一步断絶からする一步前進の提案がなされたのに対して、日本の政府は、いわば国交回復という点については困る、あるいは現況に關係するといふのは困る、こういうことで一般的にも向こうのいわば貿易についての好意的な取り扱ひに對して、基本的な態度も友好的にならうとしないだけではない、個々の取引についても強制バーター制が適用される、こういうことで、なるほどその後緩和されたということではありますけれども、ケース・バイ・ケースということとで個々に審査をする。個々に審査をするといふことのその背景の裏には、やっぱり今いわれるような政治に關係しない云々、あるいは国交回復を前提にしない、こういう向こうの中国側からいいますと政治三原則に反するやうな態度で、個々の取引をするあるいは貿易の全面的再開、こういうものに対しては、いわば消極的な抵抗的な態度で對しておられるが、このことはやはりすぐ響く心配があるといふことを私もはおそれておるのです。そこで個々の点についても、取引あるいは貿易再開の道についても、具体案がなされたら、政府としても当然これに應ずる施策がなければならぬと思ふのです。それが基本的な点と、それから個々の取引の点についても私は考えるべきではないか。この日中貿易を望まぬならば、別ですけれども、望むというならば、一般的な方針についても、あるいは個々の取引についても貿易あるいは取引を拡大していこうという態度があつてしかるべきではないか、こう思

うのですが、いかがでしょうか。○國務大臣(権名悦三郎君) この断絶前は相当嚴重な強制バーターが行なわれていたやうであります。これも日本側の方の一方的な考え方であつたのではないし、むしろ中共側の考え方でも相当加味されて行なわれていたやうであります。今回こういふたやうなケース・バイ・ケースで強制バーターを取りはずすといふ考え方をわれわれは取るやうとしておるのでありますが、これも相当手続がめんどうだといふやうなお話もございしましたが、もうできるだけ簡単にこれを認めるということにして参りたいと考えております。それでわれわれの願うところは、現在の國際情勢下にあつては、これはどうしても政府間協定にまで行き得ない状況でございますので、その範囲内において、できるだけ兩國の貿易額というものを、貿易量というものを増加させるやうにだんだんに一歩々々漸進的に進めていきたい、推進していきたい、こういう考え方でございます。

○吉田法晴君 この政府間協定といふことについては御答弁が願えませんが、したが、自民党の中にすら、けきの新開を見ますと、貿易だけでなく国交回復をするために努力をしようではないか、これはあなたの方の言われる國際情勢の変化といひますか、あるいは日中關係の加緊が必至になる、あるいは日中關係の問題が今後大きな問題だといふ認識に立つておると思ふのですが、自民党の中にさういふ意向がありますか。これは御承知の通り、それから周恩来總理の言葉の中にありますが、貿易は政府の保証なしには安心してあるいは全面的な貿易はできない、従つて政府間協定が原則であると、こう言われた。この点等をどういふ工合に考えられるか。業界あるいは産業界、國民の間には国交回復への意図も含んで政府間協定にぜひ踏み切つてもらいたい、こういうことが諸願その他にも相当出てきております。日中貿易の問題が非常に新聞に出ますもの、この國民の要望を十分に私は現わしておると思ふのですが、郵便あるいは氣象等については政府間協定を結ぶ意図があるというならば、これだけ強く要望のあります貿易問題について、政府間協定に踏み切ることは、これは私は当然だと思ふ。問題は時期を考えているということかもしれませぬけれども、方向としてはどうなんでしょうか。岡大臣と申すからでもよろしいです。

○國務大臣(迫水久常君) 貿易に關する政府間協定といふものをする方向であるか、こういう御質問と了解をいたしてお答えいたしますが、その問題は、これは貿易の方の側から考へべき問題ではないに、日本の外交政策といひますか、この方から考へべき性質のものだと思ひます。従つて私どもがここで御答弁をする範圍ではないのです。が、現在の池田内閣の方針は池田總理がたびたび御説明になつておられますやうに、承認といふ問題との関連のあるやうな政府間協定といふものをするのは、まだその時期ではないといふのが、池田内閣の立場だと思つております。

○吉田法晴君 貿易問題からではなく云々といふお話ですが、それじや貿易の点から考へるとどうなんでしょうか、通産大臣。國民の要望もあり、これから拡大していきたいという御意向は先ほ

第三

ど来御答弁願いましたが、少なくともそういう方向への努力をしたいという御気持はございますか。

○国務大臣（椎名悦三郎君） その点はちよつと立場上私から今ここで申し上げるわけには参りません。ただ一般的にいうと、政府間協定があつて、両国の立場が今、政治的にギランティされることは、これはいいにきまつております。ですからそのことは悪いことだとは思つておりません。ただし、国際政治情勢が御承知の段階にありますので、これを今直ちにやるといふことは、それは日中間の貿易はそれで促進されることがあるかも知れませんが、それによつてまた一方においていけない点もかなりあるわけでありまして、そういうようなことを貿易の面からは考えられる。そこで国交回復あるいは中共承認というような問題は、どうしても貿易の立場から割り切れない問題がございますので、われわれとしては具体的にはその問題について明らかにすることはできないことを御了承願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 通産大臣の言われる日中貿易あるいは日ソ貿易は拡大することがあるかも知れぬけれども、しかし他の面でマイナスがある云々というところですが、実際にはアメリカなり——まあアメリカを主として、援助あるいは貿易というものが減らう、こういう現象が先に出てきて、それで対米依存というものは日本の経済自立は達成されない、従つて日中貿易なり、あるいはアジア、アフリカ諸国との間の互恵平等の貿易を拡大すべきではないか、こういったお尋ねをしたのですが、意見が食い違つております。

し、これ以上やりますと論議になりまして、他日の機会に譲ります。

個々の問題ですが、強制バータを緩和した、こういうお話ですが、今述べられたような一般的な方針もあつて、そういう強制バータを緩和したけれども、ケース・バイ・ケースで承認をする、そういうしますと、告示ですか、に強制バータ地域からの除外がなされたかのようにありますけれども、実際にはそうではない、個々の品目について緩和される。あるいは今まで許可されたうちの陸商会の分等について、結局向こうからゴマ、ヒマ等の輸入品に対してこちらからやっぱり持つていくものが求められる。言わばバータの方針というものはなくなつておらぬようでありまして、そうすると、一つ一つについてはやっぱり審査をし、それから基本のバータ関係というものはなくならないと、一つ一つについて、なるべく急いでという答弁が大臣からでございましたけれども、実際にはそうならぬ、こう考えるのですが、もう少し強制バータ地域からの除外という問題と、それからこれの緩和だけではなくて、地域からの除外のはつきりした方針を打ち出さなければ問題が片づかないと思ふのですが、いかがでしょうか。

○政府委員（小室恒夫君） 告示の個々の問題でございますから私から御答弁申し上げます。

先ほど通産大臣から申し上げた通り、二年前の中共貿易が中断したとき、実は強制バータ制度で片道千七、八百万ドル程度相当大規模な取り引きが行われてきた、そういう現象であつたわけですが、最近若干の緩和を

いたしまして、実は特産で、ほかの諸国からの輸入品と全く競合することの行われない甘藷、なまウルシなどというようなものは、これは強制バータの品目から完全にはづしてしまつたのであります。それからさらに最近告示を改正いたしまして、大臣の承認を受けた場合は、ケース・バイ・ケースでもつて、強制バータでなく、単独の片道の輸入を認めるということにいたしました。最近、二件輸入申請があつて二件とも認めたのでありますが、一件の方はそれに見合うような輸出が同時に行われるという状況であつたのであります。で、ケース・バイ・ケースで認める場合に、直ちに輸出が伴うということが条件であるというふうには考えません。品物がどういふ品物か、特産的なものであるか、各国と競合する生産のものであるかどうか、あるいは輸出に見合う輸入があるかという点もケース・バイ・ケースの考慮に入れます。あるいはその他の事情も考慮に入れます。しかし、全体としては弾力性のある運用をやつて参りたい。実は個々の運用には通商局の方に委員会を作つて、そこできめたことはそのまま通すというふうな形でやつて参る方針でございます。

○樺葉夫君 通産大臣が予算委員会の方においでになると、これまたいつ帰つてくるかわからないという心配もございまして、吉田委員のお許しを得て、この機会にちよつとお尋ねしたいと思ひますが、この海外経済協力基金法案ですが、きのうもちよつとお話が出ておりましたが、わずかに十八日間の短かい国会で成立を特に急がれる理由、これがちよつとアメリカのドル防

衛政策が具体的に発表されてわれわれの耳に入つてきた、この時期と関連しておりますだけに、アメリカの例の低開発国の援助資金の肩がわりをする法律じゃないかという不安と疑念が国民の間に広がる。そうじゃないのだというところをもう少し納得できるように御説明をいただきたい。と申しますのは、英国に対しても、西ドイツに対しても、アメリカが持つていました防衛費の節減について協力を送つて、両国と折衝してありますが、両国はこれを拒否している。一方わが方では池田総理大臣は積極的に協力いたしまつと、こうしばしば言明しておられます。ちよつとこの法律がこの僅かな会期の国会で成立を急がれる。何かアメリカの低開発国援助資金というものがこれまでのように出してくれなくなつた。その肩がわりをこちらでやるのじゃないかというような疑念が正直なところある。こういう点について、もう少し国民を納得させるような理由が、御説明は上手なだけども、肝心なところが欠けているように思ふ。この点一つ。

○国務大臣（迫水久常君） この法律は、御承知のように、アメリカのドル防衛なんというところは考えもしませんでした先般の通常国会に提出されておりました。それが御承知のように安条約の巻き添えを食つてだめになりました法律でありますので、この法律の起草がアメリカのドル防衛と関係がないことは、これは御納得いただけるだらうと思ひます。問題は、この特別国会になぜ一体提案したかということですが、御承知のように来年度の予算にこの基金の五十億円の増額の予

算を要求いたしております。予算編成にかかります前にこの基金を設置しておりますと、当然増してもらふことが認められるわけですが、それが設置してない場合には、できもしないのに対してどうだ、一ぺん五十億でやつてみたらどうだ、一年おくれでいいだらう、大蔵省はとくそういふことを言い勝ちであるを、私の経験に徴して、私自身もやつたことでもありますし、きわめて明らかであります。予算の編成前にこの基金が設置されて、次の基金の増額を確保したいというのが今期国会に提出したほんとうの考え方でありまして、今、樺さんおっしゃいます、あまり気を回され過ぎていゝるのではないかと云うような、率直に言つて感じて、日本に対してはまだまだ全然経済援助の肩がわりの話なんかはアメリカからは出ておりませんのでありまして、そうしてそれを早手回しに、手回しよくそれを受ける態勢を整えておくほどきょうに、われわれは何といふのですか、対米一辺倒じゃないというところを確信いたしております。そういうことをこの基金の何といふのですか、効用によりまして利益を受けるのは決してアメリカばかりでなくて、東南アジアその他の低開発地域であり、同時にそれに対する経済協力をする日本なんでありまして、アメリカ向けの法律でなくて、表題の示している通り、低開発地域、日本それ自身に対するものに向いた法律と御理解願ひたいと思ひます。

○樺葉夫君 経企長官のせつかくの御説明でありますけれども、私はなかなか納得できぬのです。そこで、この東南アジア諸国の産業開発のためにこの

基金の設置をする、外国の産業開発をやる前に、まずドル防衛政策によって生ずる国内の産業の非常に大きな影響に對して、なぜ先に手を打つことを考へないかというのを、まずこれから申し上げたいと思うのですが、私は、いろいろございまして、ドルの不安といふものは、何といつたつてこれは世界の各地に、ソ連と中国の軍事的な包圍政策といひますか、海外基地をたくさん設置いたしまして、その政策を持続しておるところに、アメリカの経済の不安、ドルの苦悶といふものが私は続いております、こう見るのです。従つて、ドルの防衛政策といふものが、今後日本を初め、中近東からヨーロッパにもありますところのアメリカの海外基地の整理といふことが、ドル防衛政策の具体的な政策として日程に上つてくるのじゃないかという気がいたします。この問題について経企長官はどうお考えになりますか。

○國務大臣(追水久常君) アイゼンハワー大統領の出された教書にも自由主義諸国の経済といふものをおびやかすことがないように、そういう政策を追求するためのドル防衛策だといふような趣旨のことが書いてありますので、このドル防衛政策によりまして、自由主義諸国の経済それ自身に根本的な影響を与えるようなことはアメリカはしないといふ思つております。ただ、軍事基地の整理の問題については、これは私は意見を申し上げる限界ではなくて、樺委員がそういうふうにお考えになるなら、そういう意見もあるかなあと、ここで私は承るのではありませんが、私は、その問題と経済の問題とは別じやないかと思つたのです。経済の上

においては、どこまでも自由主義諸国の経済に重大な変化を与えないという前提のもとに、このドル防衛政策はとれるのであるといふことを確信しております。具体的にケネディ大統領が就任してからを見なければわかりませんが、けれども、たゞいまおっしゃつた軍事基地の整理が、直ちに自由主義諸国の経済に重大な影響を与えることは考へておりません。

○樺繁夫君 今回のアメリカの政策が、わが国に特に来年度どういふふうに影響してくるかといふことについて、総理も大蔵大臣も、しばしばドルの減収は一億二千万ドル程度だ、従つて、大した影響はないんだ、心配するなと、こう言つておられるのですが、一億二千万ドルと想定される減収、これはどういふものが主として減るので一億二千万ドルになるのか。それは結局大きな経済上の影響はないのだ、高度成長についての考えを再検討するほど重要なものにはならぬのだといふお話なんです、これは一体どういふところに影響するか。その結果このような減収が起こるといふふうに見えておられますか。

○國務大臣(追水久常君) 便宜私から御答弁いたしますが、ICA、域外調達の輸出で約六千万ドル、それから日本国内のPXとか、そういうところで売つていふもの、そういうような関係の円セラーといふものが約四千万ドル、それから軍資金振り込みといひまして、こちらに駐留をしておる米軍が内地で調達する、そういうものが二千万ドル、合計一億二千万ドル、これがマキシマムと言へると思つた。

○樺繁夫君 そこでお尋ねをいたしま

すが、東南アジア向け車両修理特需といふのがございます。これはやつております会社は、日本製鋼でありますとか、ビクターオート、あるいは相模工業、これに従事しております者大体約八千人、そこへ修理特需ではなくて、新車の東南アジア向けのトヨタ自動車などを含めると、相当な従業員がこれによって生活をしてゐるわけですが、ところが、こういうものについての影響、一体いつ何とき契約の解除になるかもわからない。あるいは三月末、あるいは六月末の契約更新期には、こういうアメリカの本国のドル引き締めという基本政策に発して買いたたきなどが行なわれる、それによつてしわ寄せが会社なり従業員にくるのではないかと、こういう不安を今日持つてゐるのですが、そういうことに対する政府のお考え、東南アジアの低開発諸国の産業開発について、とりあえず五十億の金を出すが、そういうアメリカの最近の政策によつて不安におのひいてゐる国内の産業に対する対策といふものが少しも政府は理解がない、通産大臣一つあなたの御見解を聞きたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) こまかい問題につきましても、平岡賠償局長から申し上げます。

○樺繁夫君 こまかい問題はそれでよろしいが、こういうドルの防衛政策が必ず影響してくることが予想される産業に対する通産大臣としてのお考えを聞くのはこまかい話じやありませんか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 今の東南アジア向けの車両の発注問題、その問題について平岡君から申し上げます。

○樺繁夫君 これは私は最近な例として、たゞいま東南アジア向け車両修理特需についてお話をいたしました、これは一つの最近な例として申し上げてゐる、ドルの防衛政策がわが国の産業に及ぼす影響、それに対する政府の対策、どの程度のことをお考えになつておりますか、まずこれをお伺ひしたい。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 一番業界に影響のありますのは肥料であります。その次にセメントといふことになつておりますが、たゞいまの車両修理の問題は、これはどうしてもどこかで修理しなければならぬ。それで、それをアメリカに持つていつて修理するのはいいか、日本の工場を利用するのはいいかといふことは、もつぱら距離の觀念から判り出される問題だと思つた。その他いろいろの面において特需及びICAの発注がとまるというこ

とによつてその当該業界に對しては、これは容易ならぬ問題であることは申し上げるまでもないところでござい

ます。これらの点をまことに輕いもの

なものに對しては、これは取り消さぬ、それ以後の問題といふことなるようでございますから、この影響が實際に現われるのは三十六年度の後半期からと私は承知しております。この間におきまして十分にその対策を業界とともに考へて参りたい、さうに考へております。

○委員長(鈴木幸弘君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始めて下さい。
○樺繁夫君 それでは通産大臣に對してこの御質問は後刻に譲るといたしまして、先ほどの車両特需のことについて政府委員の方から一つ御説明を求め

ます。
○説明員(平岡廣助君) 御説明いた

します。たゞいま御質問のございました特需問題はアイゼンハワー大統領指令の細目が十二月十七日に国防長官から發せられておりますが、それによりまして、軍の契約の節約も指示されております。それと一つは、軍事援助に關する買付は従来通り、特にその規定によらないといふことが書いてござい

約束になっております。この一部は最近約五百万ドルの部品をトヨタ自動車から買付けしております。その意味で車両の方はまだ明確な国防省指令がなされておられません。

ただいま御質問のもう一つございまして自動車の修理でございますが、これの方は十二月十七日付の国防省指令によりまして、海外で米軍が発注しておりますものは、一九六一年におきまして最高一億二千五百万ドル、最低金額から参りますと六千五百万ドルの節約をするという指令が出ておりますが、これにこれは該当すると思ひます

が、ただいままでの実績から参りますと、昭和三十三年度は自動車修理は六百五十七万三千ドル、三十四年度は六百七十一万三千ドル、三十五年度上半期で四百五十五万七千ドルになっておりますが、これは毎年約一千万ないし六千万の契約でございまして、先があまりわかつておりません

が、従来からの例で参りますと、これは日本で製造した自動車の修理とか、あるいは日本に非常に近い台湾とか韓国とかそういうところの自動車でございますので、輸送上その他の関係からこれは依然として続くのではなからうかと一般に見られております。ただこれはどのくらい減るかということは、ただいま申し上げましたように、国防省の指令は米軍の域外買付全般でございます

でございますので、まだ明確に日本にどのくらいかかってくるかということは推測いたしかねております。

○樺葉夫君 そういたしますと、ただいまの車両修理特需の発注見込みを今承ったわけですが、現在そういう企業に従事しております人員なり設備を基礎にいたしまして、一体いつごろまで、これは大きな契約解除などの影響を受けないで企業を持続していくことができる見通しなのか、この点について。

○説明員(平岡廣助君) ただいまの契約によりまして、おおむね明年六月ないし九月というものが契約期間になっておりますので、それ以後において毎年これは契約を更改するつどその問題がございまして、その新しい契約をします段階におきまして、そういう問題が起こつて参ると思ひます。

○樺葉夫君 ちょっとこまかい話になりますが、この機会にお尋ねをいたしますが、ドルの引き締め政策といううなことが影響いたしまして、契約更改期に現在の契約条件などを引き下げたり、買いたたきをしたりするということのような心配はございせんか。

○説明員(平岡廣助君) これは一般の両契約当事者の契約でございまして、契約期間中におきましてもいろいろ問題はあろうかと思ひますが、米軍との特需契約につきましては、契約上紛争があれば地域協定に基づき日米合同委員会の契約協定委員会がございまして、その委員会に問題をかけて解決をするということになっております。でございまして、契約上そういう問題が起こらないとは、両当事者の関係でございまして、私どもにはわかりかねております。

○樺葉夫君 経済企画庁長官にお尋ねいたします。ただいまお聞きのように来年の八月か九月ころまでは大体仕事は大丈夫だろうと思ひますが、それから先はまだアメリカの指令が具体的にないから見通しができない、こういう先行き不安な企業等につきましまして、今から業種転換の行政指導などが私は政府においても考えられ、企業当事者においても当然考えられなければならないと思ひますが、これに対するお考えを承りたい。

○国務大臣(迫水久常君) これは通産大臣がほんとうはお答えするところだと思ひますので、それについて……

○樺葉夫君 それが一番よろしいのですけれども……

○国務大臣(迫水久常君) 今お言葉で業種転換とありましたが、肥料会社で肥料を作らなくなつてしまふように指導する、こういう意味かと思ひますけれども、いろいろ考え方は實際問題としてあると思ひます。肥料の輸出先を別に考へていくとかいうようなこともあるんじゃないかと思ひております。これは通産省が全力をあげて考へておるだろうと私は想像するのですが、實際問題としてはそれが端緒になつて日本の経済がこわれるとか、日本の肥料業界がどうにもならなくなることがないよう必ず通産省が措置すると私は信じております。

○樺葉夫君 ちょっと私の説明、舌足らずで誤解されたと思ひますが、今申しました業種転換というのは肥料工場に肥料を作るのをやめまして軍艦でも作らず、というような意味の業種転換を言うておるのではありません。申ししますのは先ほどのビクター・オートとか日本製鋼とかいうような東南アジア向け身両修理特需、こういうものが非常に先行き不安だ、申しますのはこれはこういうことになっておるのですよ。特需をやつておりますために、二十五年六月からずつと、たとえば日

本製鋼の話ですが、当時千二百名程度の従業員をもつて特需に発注をした。ところが二十八年度の十一月には千二百名のうち五百名の解雇者、首切りをしなればならなくなつた。ところがまた一年おいて三十年にはさらに五百名を採用しなければその発注に應じ切れなくなつた。ところが今度、現在ではさらにこれを千五百名もふやして二千何百名の従業員にして、この米軍側の期待にこたへなければならなくなつておる。それが今回のドル引き締め政策の影響によつて、少なくとも来年度の九月以降というものは非常に先行き不安になつておる。こういう不安な状態というものをいつまでも続けさせておくわけにはいきません。そこでこういうこの種の機械工業における業種転換の指導という意味のことを私はお尋ねしようとしたのでありますが、これは経企長官では適當ではございせんから、これは別の機会にいたします。

そこであなたにこれなら聞いてもよからうと思ひますことを伺ひますと、終戦以来十五年になる。いまだに工場設備、土地というものを、日本製鋼の場合は土地にして八万五千坪、そのうち接収されておりますものが土地にして五万八千坪、建物、設備にして七千三百三十二坪いまだに接収されておる。そこでこういう大きな経済変動のところに直面して、会社が自発的に従業員の不安などを解消するために業種転換をはかうといたしまして、接収が持統されておりますために、解除されませんために、この独自の計画を持つことができない。こういう状態がいまだにあることについて経企長官としてはどうお考えになりますか。もうほ

ちほち接収解除をさして、そうして、米軍との対等の契約を持統さして、業種転換などについても適宜に経済の変動に應じてその対策を立てることができ、というような工合に私は政府として努力さるべきじゃないかと思ひますが、これはいかがでしよう。

○国務大臣(迫水久常君) 日本製鋼というのはい昔の室蘭製鋼所でございます。○樺葉夫君 室蘭にもありますし、東京都下にもある。

○国務大臣(迫水久常君) 日本製鋼所。○樺葉夫君 ええ。

○国務大臣(迫水久常君) 今、初めて樺さんからそういうショッキングな話を承りました。これは私の直接の範囲内じゃございせんけれども、おつしやる通りに早く接収解除してもらつように努力すべきだと、私は、これは、ここに政府の代表とちよつと言えない立場ですけれども、そう思ひます。よく一つ通産大臣にも話し、外務省の系統にも話しして私は努力していきたいと思ひます。

○樺葉夫君 第二次池田内閣の実力者であるあなたのことですから、私は政府を代表して答弁された、こう拝聴いたします。ぜひ一つこれは、こういうことは、東南アジアのまだ海のものと山のものともわらない産業開発にと、何ほ自然増収があったからといって今年度とりあえず五十億、来年度さらに五十億というように真剣にならる前に、まず国内の産業の安定、その発展のために努力されることを望んでおきます。

○委員長(御木幸弘君) ちよつと速記

をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) それじゃ速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 大臣の中座で中断をいたしました。日中民間取引の強制バーター地域適用からの除外の問題について、途中で質問が切れましたが、政府の方からは緩和措置を講じたんだからと、こういうことですが、実際には個々に審査をするということだし、それからやはり個々のあれについてバーターになるかどうかという点も審査をされておるようです。それから手続にしても二十数個の判が要するというところで、大へん繁雑をきわめておるようです。なるべくスピーディーにということが、実際にはそう行なわれていない。従って、個々の民間契約ということでは貿易再開への道を踏み出そうとしておるところに、政府の日中貿易についての消極的な基本的な態度もあって、個々の契約の審査というものもいわばブレーキになっておるようですから、告示はとにかくでありますが、取り扱いについて告示通りのスピーディーな認可、それからバーターを必ずしも要しないんだ、こういう緩和した取り扱いをすべきだと思ふのですが、政府の日中貿易についての積極的な態度を示す、こういうことにならないかどうか、局長と大臣の答弁をお願いしたい。

○政府委員(小室恒夫君) 告示は、通商産業大臣の承認によってケース・バイ・ケースで認めるというふうに書いてあるのではありませんが、その運用は通商局に一任されておるのでございませう。判も二十幾つというふうなことを

でなくて、非常に簡単に処理をするように努めております。事実、輸入審査が出ておりますのは、二つしかない、二つともすでに認めておるということでありまして、むしろ将来問題のあるケースがあれば、認めるということも起り得るわけでありまして、現在のところはそういうふうなスムーズに処理をいたしております。

○国務大臣(権名悦三郎君) 最近の事情は、今、通商局長から申し上げた状況でございますが、なおこれに関連して、それでもなお百パーセントじゃないというふうな——やってみた結果、いささかでも支障がありますれば、私どももいたしましては、できるだけそれをスピード化し簡素化することに努めたいと思っております。

○吉田法晴君 それから、こういう除外をしたような告示をしながら、実際にチェックをしようとする動きがありますように誤解されたりしますのは、先ほどの一般的な方針として、中国貿易をどんどん広げていけば、対アメリカ関係の貿易に影響するのじゃないか、こういうようなお話をございまして、たとえば大豆のごとき中国から輸入の輸入に影響するのじゃないか、こういう心配があるのではないかと、こういうことが言われておりますだけに、除外の精神、それから貿易拡大の精神は、基本的な点の争いはもうきようはおきます。おきますが、日中貿易拡大のために政府としては個々の審査についても、それから一般的な方針についても努力をしたいという御答弁が願えますかどうか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 一般的に

申しましてお説の通りやって参りたいと思ひますが、大豆につきましては通商局長から申し上げます。

○榊原夫君 先ほど大臣が中座されましたのでちょっとお尋ねいたしますが、都下の武蔵にございまして日本製鋼所は先ほど申しましたように、東南アジア向けの車両修理特需をやっております。そこでこの今度の引き締め政策から将来一体どうなるのだろうかという点に、企業担当者も従業員も非常に心痛をいたしております。そこでこの種の事業に対して、アメリカのドル防衛政策というものがどういふように今後波及してくるかということ、政府としてはたえず細心の注意を払って、この種の事業の先行きについて強行行政指導を望みたいと思ふのですが、それに関連して日鋼武蔵の土地、施設というものが戦後十五年になりまして、その接収されておりました土地は八万五千坪のうち五万八千坪、建物につきましては七千三百三十二坪、いまだに米軍に接収されておる。ですからこういう経済の変動に対応して、独自の業種転換などを自由に考えることとさき経済企画庁長官はそういうことがあることを初めて知って、できるだけ早く接収解除をするように話をすべきじゃないかと思ふという御発言でございまして、通産大臣としてもやはり同様に考えておられますか。

○国務大臣(権名悦三郎君) 原則的に申しまして、なるべく早く接収解除することを考えるわけでございます。ただよく存じませんけれども、車両修理特需を発売しておる関係上、何かそれ

に関連して修理をすべき車両の置場がありませんとか、あるいは修理の施設等についてももちろん責任をもつてやってくれるだろうけれども、まあわれわれも一つ見きざりてくれというふうな、そういういたような利害関係からよく施設の接収が行なわれておることが間々あるのではありません。そういう場合にはしばらくおくといいたしまして、ただ迷惑をこうわっているというようない方では、これは一日も早く接収解除すべきものである、かように考えます。よく調査してみたいと思ひます。

○榊原夫君 それはお説の通りです。ただ接収されて迷惑しているという点ではないのです。車両修理特需があるものだから、そのために米軍は必要と考へてずっと引き継ぎ接収をしておるものと思ひますが、今度のようないアメリカの経済政策の——経済政策だけではないと思ひますけれど、大きな政策の転換に当りて接収を解除されないがために、会社も従業員も業種転換などについて独自の計画を持つことを妨げている、接収があるために、ですから私はこの法案に関連して東南アジアの産業開発について五十億の出資をする、来年また五十億くらい考へておるというように外国の産業開発についてお考へになる前に、外国の政策の転換によって国内の産業が創意性を発揮することができない、また独自の業種転換の施策を立てることも、ために妨げられておる、こういう問題について通産大臣としては一体どうお考へになりますかということをお伺いするのです。

○国務大臣(権名悦三郎君) 全くおつ

しやる通りでありまして、もちろん経済援助等もこれは日本自身の貿易拡大政策によるものでございまして、そのまゝ足もとからという御意見に対しては全く御同意でございます。この問題の業種転換等を早くやって、そうしていつまでも不安なそうして半独立体制で事業を営んでおるというふうな状況から、早く解放されたいというふうな希望がありますれば、その点は十分に当事者の意思を尊重してそういう方向に指導して参りたいと考えております。

○榊原夫君 指導されるとともに、接収解除などにつきましては、あれは日米合同委員会にかの問題になるわけですか、そういうことがあるといいたしますれば、政府の問題としてこういうことを具体的にお考へになつて努力していただきたいと思います。

○国務大臣(権名悦三郎君) 調達庁が直接の責任官庁でございまして、そうして合同委員会の施設会議でこういふような問題をきめることになつておるようでありまして、私どもは業界の方の見方、立場から努力いたしたいと考えています。

○委員長(鈴木幸弘君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始め

○委員長(鈴木幸弘君) それでは海外経済協力基金法案の質疑を中断いたしました。商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

集めておるのですが、一々申しませんけれども、この年末の需要に対して、政府関係三公庫がどの程度充足しておるというふうに見ておられますか。需要に対して充足率。

○政府委員(小山雄三君) 昨年度に比

少し、宣伝されるあまりに、この中小企業庁なり通産大臣の政府に対する要る求なり熱意というものが足らぬように思うのですがね、現状から考えまして。

○政府委員（小山雄二君） お話の充足

それがもし十二月初旬まで年末金繰の
月七日までですか、今のお話だと……
受付をしておられるなら、これはよろし
い方なんです。ところが私が聞いていて
おりますのはそうじゃありません。十
一月の中ごろに締め切っていますよ。

べまして今年度は政府関係機関のみならず、中小企業関係の専門の金融機関、あるいは地方銀行、都市銀行等の全国銀行関係等も、いろいろな年末資金については、中小企業向けに特別のふんばりをして、そういうかまえをしてい

期の需要には応じきれないので、結局政府としては二百億を増額して融資資金源を充足した、こういうふうに受け取ってよろしいのですか。

○政府委員（小山雄二君） さようでございます。

率でございますが、お話の通り、商工組合中央金庫は八五％程度でございます。で、中小企業金融公庫は五五％程度、国民金融公庫は六三％程度でございます。商工組合中央金庫に比べまして公庫両方は充足率が下がっております。

しも長官は今それ以後のもので受
け付けますと言っておられますけれ
ども、受け付けてもらつても貸して
えないから申し込む人はありません
よ、実情を申し上げます。政府関
係の三つの金融公庫のうち、商工
中金を除き

たきまして、目下年末金融の各金融機関は中小企業の年末金融の貸し出しで大わらわになっておるわけでございます。

○樗簏夫君　私が調べましたのでは、
商工中金は組合金融でありますから、
組合員が組合に申し出ましても、その
まま取り次いで商工中金の窓口に行っ

す。ただいまお話の締め切ってしまつて、ほんとうに年末必要なときにまかなえないじゃないかというお話でございますが、大体申し込みを受けまし

ましては、商工中金の方は組合金融だから、組合にそういう事務局がございましょうから、割合出るのですけれども、個人の方が申し込みます際にと

数字的に多少申し上げますと、昨年度は第三四半期は第二四半期に比較いたしまして、全金融機関で中小企業向けの金が約二千七百億ふえております。

ておりません。組合の中でセレクトして相当整理をいたしまして、これなら確実というのを商工中金に取り次いでいるように思われますので、その資金

て、事務手續等にある程度期間がかかりますから、国民金融公庫あたりでは十二月の十日ぐらいで——十日だと思いましたが——十日ぐらいで一応なにして

でも手続がむずかしい。毎年私言うことなんですけれども、手続がむずかしい。しかもその調査の期間が長過ぎて、ほんとうに必要なときには政府関

す。年末前の二四半期の三カ月間に対しまして、十、十一、十二のふえ方が二千七百億ばかりふえております。今年度は政府の追加投資も二百億増加に

需要に応ずる充足率は八〇%から七五%程度充足しているように見られますが、国民金融公庫、それから中小企業金融公庫などは、これは六〇%になっ

して、それは年末ということで、それは前もちまして年末の申し込みはそれまでにやって下さいという、締め切りといえますか需要者に対して、そ

係の機関では間に合わせてもらえない。だから申し込んででも貸してもらえないのだから、高利にでもたよつていく以外にないというようなことになつ

なりまして、全金融機関合わせまして約三千六百億程度ふえるというかまえてなっております。約三十数パーセントふえております。ことしの中小企業

ていないのじゃないですか、需要に対して。しかもこの年末金繰ですが、申し込みをあまり年末の需要の出でなくなるときに締め切っている。何月です

ういう意味の事務手続上の時間も考え
まして、そういう期間を設けておりま
すが、それ以後のものも全然扱わない
というそういう意味の締め切りじやな

ておりますのが実情であります。そういう点を、まあ経費も少ない、どうしても制限しなければならぬ立場にはありますから、無理もないと思います。

関係の金融の趨勢は、夏、八、九月ごろちよつと非常に資金が足りませんで、各四半期別の資金計画を繰り上げたりいたしまして、手当をしたわけだ

か、あれは十一月ですか。でありますから、ほんとうにこの年末に、手形割引でありますとかいろいろ切実な需要が起こって参りますときに、年末金融

いわけであります。そういう需要がありました場合には、資金的に十分かどうか、いろいろやってみないとわかりませんが、第四半期の金もあります

れども、そういう国民の声をもう少し
誠実に聞いて、この運用をほんとうに
中小企業者のものになる、親しまれる
金融公庫にしていくように御努力を願

ございますが、その後、輸出の好調あるいは米代金が出回ったというようなことで、何と申しますか、設備資金は大体順調に需要が伸びておりますけれ

としての受付をしないで、もう締め切っちゃっている。こういうような援いがありますために、ほんとうの需要というものは出てきていない。十分な

ので、できるだけそういう不便をかけないように、しかし年末うんと詰まりますと、時間的に間に合わないということになりますので、早く出してもらう

いたいと思います。同時に金利の三厘引き下げっこうでございます。けれども、国際的な金利水準などから見ますと、これとても問題にならぬ高い

ども、運転資金の方は、やや先ほど申し上げましたような手当の結果、どうにか年が越せるのじゃないかというよ

ものが出てきていない。それに対して
なお充足率は六〇%前後である、こう
いうなを考えてみますと、私はもう

○樺繁夫君 中小企業金融公庫は十二

金利なんでありますから、なお今後金
利の引き下げ、あるいは事務の簡素
化、資金ワタをふやすというような方

面に、一段の努力を通産大臣に望みたいと思ひますが、いかがですか、御所信のほどを一つお聞きしたい。

○国務大臣(権名悦三郎君) 国民金融公庫、中小企業金融公庫は、組合金融でございまして、どうしても手続がおくれる、タイムリーに借り入れすることが困難であるというところはなりがちなこととございしますが、しかし、それでは本来の目的に沿わないのでありますから、この点につきましては、今後とも十分に奮励をいたしまして、できるだけ早く間に合うような金融をするようにいたして参りたいと考へる次第であります。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はございせんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明かにしてお述べを願ひます。

別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと存じます。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、海外経済協力基金法案を再び議題として、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

します。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木幸弘君) 速記を始め

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、ただいま日本輸出入銀行理事鈴木義雄君の出席を願ひておりますが、同君を参考人としてその発言を許可することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木幸弘君) 御異議ないと認めます。よつてさうに取り計らいます。

○阿具根登君 輸出入銀行の鈴木理事にお尋ねいたしますが、私、しろうとでよくわかりませんが、御説明を願ひたいと思ひますが、この基金法案を銀行側としての立場から見られた場合に、どういふお考えであるか。政府から多額の融資をされるというところは、銀行自体は非常にこれは望ましいことであつて、しかも、銀行は自分の所管でやりたいというのが銀行の本心であらうと思ひますが、それが極端にいへば、輸出入銀行から離れていくけれども、つかず離れずの形である。事実上はたつた総裁と理事三人でこれは行なわれる。その一人の理事には輸出入銀行の理事でなければいけないというところが、はっきり明記されていくわけなんです。そういたしますと、これはつかず離れずでやっていくとするならば、政治的な面は抜きにするならば、何のためにこういう基金法を作らなければならぬのか、こういうことにならなければならぬのか、そういう点につきまして、日本輸出入銀行としての立場から、私は政治性抜きにした御説明を願ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木義雄君) 御質問の点、なかなかむずかしい問題でございまして、日本輸出入銀行として申し上げますが、若干私自身の考え方がござるかと思ひますけれども、日本輸出入銀行の使命といたしましては、輸出入金融と、それから海外事業に関する金融を行なつております。しかしながら、これは法律の建前、非常に広く規定されておりますけれども、何と申しまして銀行でございまして、金融ベースといふことが建前になつております。従いまして、本行の融資は大體償還確実であるといふことで一つの大きな制約を受けております。ところが今回の基金は、この点は相当緩和されております。国に必要な範囲からある程度緩和された支出ができるという点にこの基金の一つの特色があるのではないかと考へております。従いまして、私どもといたしましては、阿具根閣ともよく協調してやつていければ、相当の効果を上げ得ると考へておるわけであります。

○阿具根登君 そういたしますと、金融ベースに乗るものは銀行がやるのだ、それはこれに乗らないからやらないのだ、こういうことになるわけですね。そうするとこれは大へな問題だと思ひます。それなら、ただいま言われましてように、銀行の性格として、輸出と輸入の金融が主でございまして、投資も行なわれていくと聞いております。そうしますと、現在も投資を海外開発に対して行なわれておりますね。ところが都合のいいやつだけに投資をして、都合の悪いやつは欠損してもしようがないから、これは銀行の責任じゃないようにしておこう、こういうことになると思ひますが、現在まで投資をされている、まあ大きなやつだけでもいいからお知らせ願ひたいと思ひます。

○参考人(鈴木義雄君) 本行の開始以來と申しますか、投資ができましたようになりましてのは、昭和二十八年以降でございまして、今日まで大體本行で毎外投資及び海外事業に融資承諾をいたしました総計は二百五十九億円でございまして、十一月三十日の残高で約二百億圓ちよつとこえてる額が残高となつております。件数は昭和二十八年以来の件数で、全部で六十件でございまして。

○阿具根登君 その中で、特に現在経済界等で問題になりましたようなものに投資されておりますか。たとえばアラビヤ石油等の問題に対してはどういう援助をされておるか、お尋ねいたします。

○参考人(鈴木義雄君) この中には大體鉄鉱山とか、あるいは銅鉱石の開発のために投資の形で行なわれたもの、さうなもの、あるいは海外の、たとえば中南米の繊維工業に対する投資とか、あるいは製鉄業に対する投資、あるいは造船業に対する投資が大部分でございまして、アラビヤ石油につきましてもごく少額の金額が本年出ております。

○阿具根登君 そういたしますと、この法律案の基礎になつておるものが東南開発その他を重点にされておるわけですね。そうして私も説明を聞いてみますと、森林開発とか、いろいろなものが含まれておるようですね。こういうものに対して、それでは銀行の投資

という形でやることはできないのであるかどうか。ほかのものにそれだけ二百六十億から投資されておるとするならば、今こゝで言われておる基金法というものを無理に作る必要はないと私は思ふのです。ただそれを政治的に説明を聞いてみれば、後進国の開発に対して、日本が輸出入銀行だけでは協力が足りないという印象を与える。だからこゝういふ特別なものを作れば、諸外国に対して、非常に後進国の開発に対して日本は協力しておりますぞといふことになるから、政治的な目的はそこにある、こゝういふことを私は聞いておるのです。しかしそれはごまかしであつて、さういふことがこの銀行の本心であるとするならば、諸外国はそれくらいのことでは日本が後進国に本腰を入れてやつておるんだと見るような甘い国はないのです。もつとも真剣な考へ方を持つておる、それこそ甘い考へ方だと思ひます。それよりもちゃんと銀行といふものがある。しかも大蔵省等の専門家の方々もこれに全面的に賛成されておらないと私は思ふのです。さうすると、なぜこんなものを作らなければいかぬか、銀行はなぜそれを協力されておるか、極端に言えば、責任をとつてやる場合には非常に危険がある、さういふやつは一つ自分のところから所管がえにしておいて、責任ののりた、そのかわりこれをまるまる離してしまつたのではうま味がなくなくなるから、自分の方からはちゃんと理事にも一名、びしんとしたのを入れますよ、しかも協力、指導ですか、といふことを局長は説明されたが、三名の方でやられる、これは輸出入銀行の考え通りになると同じことなんです。それをな

せわざわざ、こういう性格のものを作らなければいけぬか、こういうことを銀行としては、どこがこれをやらなければならぬか、銀行から考えてみて、いや、こういう基金はなくてもやれますよ、ただし、こういう危険性はあります。こういうことであるならば、その点をしっかりと書いてもらいたい。これを作らなければならぬというところが、私には今わからないので、そこを銀行の立場としてはどうお考えになりますか。

○参考人(鈴木義雄君) 非常に何と申しますか、答弁の仕方がむずかしいのでございますけれども、まあ、先ほど来申し上げております通り、輸出入銀行としては、やはり金融ベースということに制約がある。しかしながら、東南アジアその他の国の開発については、純粋な金融ベースでなくて、経済性はあるけれども、やはり従来の輸出入銀行の建前よりも若干緩和した、むしろな貸し付けということじゃないに、若干緩和した方が必要ではないかというところから、これが生まれたように私も考えているわけでありまして、その際の機構として、輸出入銀行の法律なりを改めて、そこまで持つていく方がいかという問題も、一つの考え方としてあると思います。これは政府の方でいろいろ御研究になった結果、やはり同じところでやれば、従来の金融ベースでやっていくのも、やはり感じが非常にルーズになるというふうな感じもあつたのではないかと思ひますので、別の機関にされたのではないかと、私もこう想像するわけでありまして、考え方といしまして、別の機関でいくという考え方もござい

ますし、あるいは輸出入銀行の現在の建前をくずすというふうな考え方もあり得ると思ひます。しかしながら、現在政府の方でとられたのは、やはり別の機関を作つて、従来の輸出入銀行の建前でやれるものは、輸出入銀行の建前でしっかりとやらせて、これはまた別の形でやらせた方がいい。こういうことでそつちをおとりになったと私も理解しております。従いまして、輸出入銀行との関係は非常に密接でございますが、機構など連絡がとれるような法を作つていただいて、それで両々よく協調しながら仕事をしたいというふうになされたのだと存じます。

○阿具根登君 そうするときにわめて乱暴な意見になりますけれども、こういう海外経済協力基金というのができるとするならば、輸出入銀行は、本来のその名の通りの職務をしていいのじゃないか、輸出と輸入だけをやつて、投資はこちらにおまかせしてもいいじゃないか、こういうことになるわけですか。すつかりした形で、これを出直したかどうか、そういう点はどうか。海外投資をどうしても輸出入銀行がすることはできるという理由が出てこない。逆に言えば、先ほどから言つておりますように、甘いところだけは輸出入銀行がいただきます。しかし危険なところは一つ基金さんの方でお願いいたします。輸出入銀行は責任とりません。しかし貸し出しその他については、われわれはあくまでも監視しておりますというところで、責任は基金の方に逃げていって、そうしていいところは自分たちがとる、非常におかしいじゃないか。こういう海外経済協力基金

投資、あるいは貸し出しというのは危険性があるからこうだとするならば、私は銀行法は改正して、投資は離れた方がいいのじゃないか、そうして完全な一つの、やはり海外開発銀行ですか、そういうような性格を持った方がいい。国内にも日本開発銀行というのがちゃんとあるのだから、もつとはっきりとした海外開発銀行とか何とかというものにしたら方が、かえつて諸外国にも聞こえがいい。私はこういうふうな理由のようですが、これははずされない理由というのは、どういふところなんですか。

○参考人(鈴木義雄君) 先ほどから申し上げております通り、輸出入銀行といたしましては、プラント輸出、海外輸出金融、それと投資、みなそれぞれ関連を持っておるわけでありまして、従いまして、やはりこれは一本にやつた方がいいという考え方、従来もそういうふうな法律の建前はなつております。それから、先ほど来御説明申し上げております通り、金融ベースに乗れません海外投資として二百六十億に近しいものを従来融資をいたしておりました。これは輸出入銀行の建前で当然できるものをやっておるわけでありまして、従いまして、これをわざわざ別に離して、しかも、それは運用方針としては、従来の金融ベースより相当緩和された方式でいく機関でやりなされるという必要はないし、従来のままでやられた方が、これは確実に行き得るのじゃないか、こう考えておるわけでありまして。

○阿具根登君 では、中野局長さんどうですか。私の、今、鈴木理事さんに御質問申し上げましたこの点について、これは何か今まで三日も質問もやつておりますから、重複しないように要点だけを私は申し上げておるわけなんです。非常にそういう心配があるわけですが、何か政治的に、ただ諸外国に、こういう基金を作りましたというだけのことであるならば、あまりにも諸外国をばかにしていると思はれるのです。それでなかつたならば、何もこういう基金法を作らなくても、私は、銀行法の一部を改正しても十分やれるのじゃないか、こう思うわけなんです。わざわざこれを作つた意味がよくわからないわけなんです。そうしてこれは外務委員会の質問にも出ておりました。調査等の金というのは、一体だれが責任を持つのか、当然これはもう捨てるようなものだ、こうなるわけなんです。

一般民間に調査をさせるならば、やはりその人の資金の一部にそれが入つていくならいいけれども、それはおそろくそうならない。これはもう欠損覚悟でやるのだ、こういうことになるのだというように見れば、非常に問題が起きてくる。たとえば、運営委員会は十五人もきめておるからいいじゃないかとおっしゃるけれども、これは総理大臣の任命で十五人きめる。しかし実際の運営に当たる人はわずか三人だ。そして今度は五十億、来年度また五十億、その後は予算通過次第にこれは基金に繰り入れて、法律の改正は要らない。こういうことになって参りますと、趣旨としては、海外の開発に協力するのだという趣旨は十分にわかるけれども、これは非常に危険が伴いはしないか。逆に、趣旨だけはよかつたけれども、その危険の方が大きくなつてきて、そうして海外に信を失うようなことになりはせぬか、こういう心配が先に立つわけなんです。それならば、やはり、慎重にやつておる輸出入銀行法等の一部を改正して、これに責任を持たしたならば、私はそういう心配はなくなると思ふのです。その心配がなくなつて、かたい輸出入銀行にやらせるのが政治的に親切であるのか。あるいは、こういう危険があるというものを作つた方がいいのであるかというところを見る場合に、目先ばかりのことではなくて、ほんとうに後進国の開発に協力するというならば、これはそういう正常な姿の方がかえつて諸外国も安心するのではなからうか。国民も安心するのではなからうか。こう思ふのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(中野正一君) 輸出入銀行法を改正いたしましたので、この基金で取り上げようとしておるような、主として投資金融あるいは海外開発事業金融でございますね、をやるのも一つの方法かと思ひます。しかし、これについてはいろいろ政府内部でも議論いたしまして、先ほど鈴木理事からもちよつとお話がありました。やや金融ベースには乗らないという、金融ベース以上の経済ベースには乗つたものでなければいかぬと思ひますが、それが開発事業でございまして、前の例を申し上げましたように、資源開発とか水産業の開発というふうなものになると非常に資金が長く寝る。また採算は何とかいけるといっても、できるだけや低い利の金がほしい。それからまた担保を、中小企業が出る場合には、あるいは漁業者等が出る場合に、担保もい

ろいろな担保は出すと思いますが、現在輸出入銀行がやっておりますのは、もう必要にして十分な担保をとっておるわけでありまして、その点で、担保をとられてまで海外に出て開発事業をやるという気が起らない。もうちょっと条件を緩和してもらえればひやりた。また事業そのものも、国家的に見ても、社会的に見ても、あるいは東南アジアの方の立場から見ても非常に大事だ。しかし現在の輸出入銀行では、御承知のように、業務方法書というのがあります。けれども輸出入銀行の条件で、きつい担保をとられて、金利も、期間も短くて、それではやりにくいというケースがやはりありまして、そういうものを、輸出入銀行で、全部法律を改正いたしまして、輸出入銀行の建前というものをくずすということも、これも実際の輸出入銀行の運営目身がうまくいかなければならないかというところから、一つは御承知のように、輸出入銀行の一部に投資部といいますが、そういうようなものを作ったかどうかという意見もあつたようでございまして、やはりこれは、いわゆる金融機関としてはやや性質が異なる。しかしこれは国の資金を出して、大事な国民の税金からこれは出すわけでございまして、いいかげんな仕事をやられたのではとてもかまいませんので、もちろん、その点につきましては金庫庁長官も十分監誓いたしまして、また基金にもいい人を得まして、運営の適正を期していかなければならぬ。お説のよかに、これは非常にルーズに流れて、かえって対外的にまずい印象を与えるというふうなことになるれば、せっかくこういうものを作つて、日本も経済開

発に協力していこう、そういうことが長い目で見て日本の利益になるということであるわけでございまして、そういう点は十分気をつけたいと思ひますが、どうもやはりちょっと性格の違つたものと同じ家の下に住まわしてやると、どうもやはり、どっちもうまくいかない。それかといつて全然離してしまふのも非常に……。関連の、今言われた海外投資等につきましては、両方の機関にできるような建前にありまして、まず輸出入銀行の方でできるだけやつてもらふ。それでどうしてもうまくいかなければ、ケースの大事なものとは本基金で取り上げるといふことでもございまして、機構としては別で、あとは人的つながりによつて統制をとつていこう。いろいろな関係者が寄り集まつて苦心の作といひますか、そういう結果こういう運びになつたので、この形の方が、運営に気をつけられうまいくくじやないかというふう

に信じております。

○阿具根登君 それは苦心の合作だといふことは、わかりますけれども、それでこれはたつた三人の最高首脳部の中に、一人は現役の銀行の理事をやつておる人でなければならぬ、そうして投資はどちらにもやるわけです。そうしてうまいところだけ銀行が投資をして、危ないところだけこれが投資をする、こうなればせぬかと私は言うのです。それでは欠損会社を作つたようなもので、これはまずいじやないか。そうなる以前に、私はそこを悪いことが芽ばえてはせぬかと思ひわけなんです。それもそこまで踏み切られるならば、投資の方は全部こゝでやることになり、海外開発に対するものはこれ

でやるのだというふうに割り切つてしまへば、そうすれば非常に金融ベースに乗るいいところにも投資できるかわりに、今度はそういう危険性のところにも投資するのだ。ところが、これにいけば、金融ベースに乗るいいところは輸出入銀行が投資するのだ、そうして銀行と競合できない——銀行と競争するなといふことを親切にちゃんとしてやる。そうしてこれはもう悪いところだけをやるのだ、危ない綱渡りはこれでやるのだ、こういうことにはつきり考えられておるように見えるわけなんです。それなら何も銀行の理事をしておる人をわざわざこゝに入れてこの理事にする必要は私はないと思ふのです。その点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 御指摘のうちに、總裁以下三人の理事で、しかもそのうち一人が輸出入銀行の理事の兼任、こういうようなことでうまいくくじやないか。これはだいたい議論にもなりましたし、私も一時心配をいたしました。実はこの前の通常国会でこの法案を出しまして、特別国会に出す場合には、来年度は——さつき長官もおつしやつたかと思いますが、もう五十億で、百億ぐらいはなければうまいくくじやない。そうすると、やはり理事の数も少ないのじやないかという心配をいたしましたのでございまして、いろいろこれはまた相談した結果、実はこの前の国会へ出しまして、それがまた今度の解散で切れたわけですが、継続審議になつておりました。出ましたけれども、まだ成立もしておらずに、あれはどうも政府の出した案は工合が悪い、理事をまたふやしますといふこともいかがかというふうな考え方があ

りまして、やはりせつかく前にこれは一度衆議院でも相当御審議いただきまして、原案のまま出した方がいいんじゃないかといふことになりました。で、原案で御審議を願つたわけでございまして、ただ百億負担にしまして、相当やはり運営に気をつけていくといふことになると、確かに機構等はもうちょっと考えないと——ただまあ、その点については事務局長とか、そういう方面で相当いい人を得ることによつてうまいくくじやないか。将来事業の活動範囲が広くなれば、当然機構は整備をいたしたいというふうな考へております。

○阿具根登君 長官がお見えになりましたからお尋ねいたすんですが、今聞いたところによりますと、今もお聞きのように、百億からの金を扱うのにおつた三人の總裁と理事でこれを扱っていくといふのは、特に危険性があるんじゃないか。百億からの金を扱つておるところへそのくらいの人で、しかもその中の一人は現役の輸出入銀行の理事の人が当たらることにはつきりきまつておる。こういう機構の銀行あるいは基金等がどうかにあるかどうか、私はこういうものはないと思ふんです。そうすると非常にこれは問題があるんじゃないか。今局長も、三人がこれは適切だといふことを主張しておるわけじゃないんだ。しかしこれを出したときに五十億で三人で出されたんだ。衆議院でも審議してきた過程もあるんで、三人をそのまま出したんだ。こゝおつしやるわけなんです、これでいいのかどうかというのと、輸出入銀行で輸出と輸入と投資を扱つておる。そうしてその中の理事がこの基

金の理事になられるとするならば、うまいところだけは全部輸出入銀行が投資して、そうして危険なところだけをこゝで投資するようになるんじゃないか。こゝは非常にそういう心配が多い。それからまた、やつておられるのがたつた三人だといふなら、諸外国に對して、後進国の開発のために日本がこれだけ協力いたしますよといふやつ、こゝは長い目で見る場合、かえつて信用を落とすような結果になりやせんか、こういうことをよく質問しておるわけですが、そういう点を一つ。

○國務大臣(迫水久常君) 今の阿具根さんのお話を聞きました、なるほど考へ方もあるもので、これはよく氣をつけなければならぬとつくづく思つたんですけれども、率直に言ひまして、できるだけ機構は簡素化しよう。その考へ方の方に重点を置いて出発をしたわけです。これ率直に言つて、こういうような仕事があるからもう一人理事を、こういうような仕事があるから、頭でつちかものものになりやうなもので、それから、こゝは多少無理でも、少数精鋭で、機構を簡素にしてやろうといふところに頭が非常に強く働いた結果、こゝにいう提案になりました。一人増員をしたい、増員をして提案をしたらどうかという意見もあつたんで、すけれども、私が頭強に反對して、一人ふやすといふようなことをすれば、またもう一人ふやすといふようなことになるから、とにかくスタートは、小さく、さうで大きく育てるといふ言葉があるから、私が実は頭強に抵抗して、簡素化という方向からだけ非常に頭を置いて、こゝにいうふうになりました。しかし、

御指摘の点、いかにもごもつともです。から、これは人の質によつてそれを補つて、もし将来基金でもふえましたような場合には、さらに賛成をいただいて、若干の増員でもしていこうか、こう考えております。

○阿具根登君 私、増員が目的でこれを質問しているんじゃないかと、私先ほどから言つておりましたが、つかず離れず、これは輸出入銀行の意のままになる金融になつてしまふと私は思ふのです。一方は輸出入を専門にして、海外に十分の調査網を持つて銀行です。そうしてそれぞれのスタッフが今日まで長い間研究し、あるいは法律によつて進められた歴史を持つてゐるわけです。片方は、こういう国が投資をして、あるいは損するかもしれない、その場合はやむを得ない、こういうような一番食いつきたいような基金なんです、実際は、そうすると、名前は基金であるけれども、輸出入銀行が自由に動かして、そうして悪いところはこれが持つて行く、いいところは輸出入銀行がとるんだ、こういう形になつて、輸出入銀行の悪いところだけを抜け道を作つてやつたような結果になりはせぬか、こういう心配をするわけなんです。それならばいいそのこと、これは投資の方は全部これにやらしたらいじやないか。日本開発銀行というのがある、これが国内の開発に今日まで協力してゐるとするならば、諸外国の開発に協力しなければならぬというなら、海外開発銀行というのを作つてもいいんじゃないか。何も輸出入銀行のひざ元で、そうして独立したような形をしてゐるよりも、その方がいいんじゃないか。その方がはつきり諸外国に対しても、日本は本気で後進国の開発に力を入れてゐるといふ、そういう政治的な面を主張されるなら、その方がきれいじゃないか、こういうふうな考えるわけなんです。

○国務大臣(追水久常君) お話はきかめてごもつとも私伺います。ただ、輸出入銀行の理事を兼任されたのは、今御指摘のありました輸出入銀行の持つてゐる一応の調査網というものを、できるだけこの基金の機構を簡素にするという趣旨から、それを利用しようという趣旨から、兼任ということを考えたのでありまして、結局輸出入銀行では取り扱えないような、まあそれを阿具根さんは危険というように、悪い方向のことと言われますけれども、そういうようなものがこつちへくるので、うまいところはみんな輸出入銀行が取つちやうのじゃないかとおっしゃいますけれども、ちよつとカテゴリーが違つて、輸出入銀行の調査網でやつていこう。輸出入銀行の法律の範囲内でまかなえることは、これはもちろん輸出入銀行でやりましよう。しかしその範囲内でまかなえないものはこつちが引き受けるというところで相補う。従つて、考え方によれば、輸出入銀行の中に一つの別個の、特別会計のようなものにしておいても悪いことではないと思ふのですが、しかし、こは一つ独立のやつを作つた方が重みがあつてよからう、こういうこととです。

○阿具根登君 確かに海外の諸外国から見る場合に、輸出入銀行の一部であるというよりも、まあ独立したやつを作つたんだという方が、政治的には私はいいと思ふのです。しかし、これを別個のものにしたがために、私はこの金融に対する、基金に対する考え方が非常に甘くなつてゐると思ふのです。われわれ自身そう考えるわけです。そこで、これが輸出入銀行の一部であつたとするならば、その責任は輸出入銀行がとらなければいけません。なんぼ甘くしてやつても、この中にいまわしい問題が起きてきたりすることを私は非常に心配するわけです。賠償でさえもいろいろな問題が起つてくるわけですから、賠償問題でさえも一部の商人がふくれたの、どうなつたのといったことが盛んにいわれて、国民からほんとうにいやな目で見られてゐるわけなんです。これは私はちよつと危ない、危険性があるのじゃないか。そうするならば、そのときの責任というものはやはりはつきりしておかなければ、これだけ引放したのでは、責任は当然、これは国が欠損は見なければならぬ。あるいは調査する必要もない、必要もないというのではないでしようけれども、きのう、おとといでしたか、外務委員会の人々質問したように、完全なやつなら調査する必要はない、完全じゃないから調査しなければいけません。しかも輸出入銀行でほとんど調査されたあとを調査するやつです。調査するそのものが、半分以上は調査して、そのまゝ欠損になつていくものだと思うのです。外国まで行くんだから、それも相当の額になると思ふんです。そういうやつが非常にルーズになり、諸外国からまで信用を落とすような結果になるおそれがこれに非常に多いんじゃないか。そうするならば、輸出入銀行の一部にしておけば、これは当然輸出入銀行という大きなものが責任をとらねばできぬようになつてくるから、非常に監督もできくるといふことになりはしないか。だから、こういうことをするよりも、その方がいいんじゃないかと思ふ。聞いておるのだからね。

○国務大臣(追水久常君) 全くおっしゃる通りなんです。要するに、輸出入銀行の一部にしておけば固過ぎる。独立するといふと、やわらか過ぎる。格好になるおそれが非常に多い。問題の要点というのは、固くもなかつたか、やわらかくもない、ちよつといいところと悪いところの兼ね合いなんです。これは、政府も監督もいたしますし、それから当事者に高等円満なる良識を持つた有能な人をつかまえてくれるであらうという期待のもとに、これは提案をしてゐるわけです。

○阿具根登君 時間がありませんから、私やめますが、いつの場合でも、こういうものができるときに、これは人の質と、人間というものは、いつも問題になつて、もう最悪な者、人格も完全な方を持つてくるというものが、いつもそうなんだけれども、ところが、持つてきたあとでは、たまたまそれが問題を起してゐるのです、人間ですからね。だから、機構をどんなに整備しても、人間だから……。これは人間の性格まで変えることはできないかもしれないけれども、甘いものがあるれば、甘いものがあるほど、人間というものは悪くなるので、だから、特にそういう点に御注意をお願いしたい。こういうことを最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○吉田法晴君 大臣の出席の時間があまりないようですから、おもな点だけを御尋ねたいと思ふのですが、大臣なり関係者は、アメリカの経済協力とは関係なしに、自主的にやるのであると、こういうお話ですけれども、新聞紙上を拝見しても、大蔵省と、それから輸銀も、まあ、はつきりはおっしゃらないけれども、そういう意味のことをおっしゃつたが、輸銀のほかに経済協力基金を作る必要はないのじゃないか、輸銀の資金を拡大すればよろしいという意見が大蔵省にも相当強かつた。輸銀にも、そういう意向が、ここの答弁でもやはりほのめかす。それを押し切つて作るということにされたのは、これは経済協力の肩がわり要請も考えながら、池田総理なり、あるいは経済企画庁長官も協力されたかどうか知りませんが、あるいは大蔵大臣等も政治的に圧力を加えて作つたのである、こういう点が報ぜられてゐる。そうすると、経済協力との関係は、今はないかもしれないが、将来については起つてくる可能性が多分にありますし、それから輸銀の強化でなしに、別に作つた原因にも、やはり総理あるいは閣僚の中には、そういういわば政治的な配慮があつた、そのことは、今阿具根委員からも指摘もしましたけれども、同僚議員等が、委員会なり連合審査なりで申し上げました協力の一環になるのじゃないか、それから経済的に確実な融資以上のもの、以外のものを主としてやる、そういうことになると、いろいろな弊害が起つてくる、こういうことになるわけですが、その点は、いかが

でしようか。

○國務大臣(迫水久常君) さつきも同じような御趣旨の御質問がございましたが、この協力基金というものの構想がまともでしたのは昨年の暮で、そうして昨年の通常国会に提案されたものであるということからも、少なくともこの構想がまとまったことが、アメリカのドル防衛との関係の政治的に考えられたものでないということだけは、これは了解していただかなければならないと思います。

ただ、輸銀でも大蔵省でも、そういうような意見があったということはあまりよく承知しておりますけれども、それは自分の立場を考えていくという、たとえば輸銀の方は、自分の方の範囲内にこれだけの資金があれば、きつとの方がいいでしょうから、そういうことは言うでしよう。たとえば、言い過ぎかもしれませんが、日本開港銀行で、現在地方開港資金というもののワクを持つているのですけれども、依然として、九州なり方々に九州開港公庫というものを別に作れという御要求なんかあるのに対して、それに対して日本開港銀行は非常に抵抗しております。そういうようなことからいって、輸出入銀行の抵抗もあるいはあったかもしれませんが、私はそのころ勉強しておりましたから、よく知りませんが、大蔵省というものは、必ず一べんは反対するということには当りませんんで、決してそういうことを押し切つてきめたものではなしに、構想の基本が、そうであつたということをお解願したいと思ひます。もちろん、将来においてアメリカから、かり

に経済協力の肩がわりの要請があつて、それを日本独自の判断で、相手国にもいい、日本にもいいというふうな場合に、この基金を、それではそういう場合に使わないのかという、逆な御質問に対して、それは使うことがあるかもしれないということ、率直にお答えしなければならぬと思ひますけれども、政治的に、ドル防衛との関係の肩がわりのために、これが考えられ、たのだという、それは、もう吉田さん、ぜひそういう思い過ごしはしないようにお願いいたします。

○吉田法晴君 将来についてはどうかという点もございしますが、時間がございせんから、大事な点をもう一、二点伺ひます。

一つは、衆議院等でも論議をされていくようですが、経済協力のいろいろ、賠償もある、それから政府間の協定による経済協力もある。それから輸銀のあれもあります。それから私の段階での経済協力もございましょう。その中の一環でもあるわけでありまして、そうすると、私も心が配するのには、大東亞戦争の罪過を反省をし、そして、再び過去のような、新しい言葉でいうと、植民地主義的なあるいはひもつき援助、あるいは利権確保につながる投資にならぬかという心配があるわけですね。

それで、ある人にその質問をしたところが、いや、軍勢力がなければ、かつてのような植民地政策的な、あるいは新しい言葉でいう植民地主義的な投資にはならぬ、こういうのですけれども、しかし、今の経済協力の肩がわりもあつて、いわゆる自由主義陣営の中の一員として、アメリカの経済援

助の中の一環に組み入れられる心配もある。十分な反省なしに、採算のとりにくいといひますか、あるいは危険性のある投資をしていくところには、昔のような植民地政策的なあれはないかもしれない、しかし、新しい意味の植民地主義的な投資になる危険性は全くないとはいへない。過去の事例あるいは現状の各国の実例等を調べた上で論議をしながら、詳細にお聞きしたいと思ひますが、そのひまがございせん。これは従来インドその他についても、日本からの投資資についてひもつきの、あるいはアメリカの協力、アメリカの資金の背景のもとに日本から投資資をされるということについては若干の危険があるという、何年前にもありましたが、現在も、多少の実態はやっぱり不安もあるようで、それを全くなくするために、私は日本自身の立場もあると思う、私は、それを日本がアメリカとの従属的關係を断ち、日本が中立的な立場に立つて、経済的な提携協力も互恵平等の立場でなければならぬと思ひます。

この協力について政府の、国のこれの変更を含んで、そういう危険のないように、どういう投資資の仕方をしようという抱負をお持ちなのか。衆議院の審議でもあまり明らかならなつておらぬようでありまして、大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) 吉田さんの御質問は、この海外経済協力基金による海外経済協力が植民地主義的な、いわば被協力国を——協力される方の国に対して、植民地主義的な感じで日本がやるおそれがないか、おそれがないようにするためには、どういう一体方

法が講じてあるのか、こういう御質問かと……(吉田法晴君「端的に言えば」と述べ) 私は、その御質問にお答えする前に、私は最初、これが植民地主義的な、いわば海外征服的な感じで運用されるというふうなことは、私は考へてみたことありません。これは日本の現在の立場におきまして、そういうような気持というものは、日本の国内どこにもないのじゃないでしようか。

従つて、これはそういう植民地主義的な一種の征服政策の手段として、これが考えられていくということは、絶対にございせん。

○吉田法晴君 話が長くなりそうでおそれ入りますが、主観的にないことはわかつてゐる。しかし、将来アメリカとの経済協力の一環に組み入れられる危険性がないわけではない。

それから衆議院でも論議せられましてアジアあるいは中近東、アフリカ、南米等々の国々との間に、全く互恵平等の立場に立つてのその経済協力という方針が主體的にも、日本の主體的にも、それから話し合いの中で、経済協力の話し合いの中でも、実際に確保され、そしてやられるならば、その心配はないけれども、アメリカの経済協力の機構の中に一環として加わる危険性があり——将来です、それから日本が中立あるいは新しい国々に対する互恵平等の立場での経済協力、こういうものはつきりしておれば、これは別にそれほど心配はないかもしれないけれども、経済ベースでの投資資だけではないだけに、そういう危険性が将来にわたつてできる危険性は、私どもとしては、これは厳に警戒しなければならぬところである。その国のとにかく立場、それから国と国との関係、その基本的な、これは外交方針にも関連をいたしますから、まあこの程度でやめますけれども、その点については、十分の用意が必要であらうかと考へる。

これは国の基本的な立場の再検討——日本の中立的な立場あるいは国と国との関係についていへば、互恵平等の立場で投資資——この法案によりまして、日本の利益というものの法案に入つておりますが、日本の利益が主になるんじゃないやなくて、相手国の経済発展に協力をするということとで投資資をされなければならぬのじゃないか。こういう点をばつきり今後ともとにかく確保して上げたい。こういう意味でまあ申し上げたわけでありまして。

○國務大臣(迫水久常君) 御心配の点よくわかりました。非常に率直に言つて、ちよつと私、今まで全然考へないような御心配でありましたけれども、そういう御心配をなさる方もあるということは、私よくわかりましたから、そういうことのないというのを申し上げますと同時に、十分将来警戒をいたします。

○吉田法晴君 これはみんなの同僚委員が心配をし、先ほど阿具根委員からも出ましたが、経済ベースに乗らないものも含んで投資資をする、従つて担保のことを前に聞かれたことがあるようですが、必ずしも担保をとるわけではない、全部について、とれないものもある、こういうふうなお話もございしました。それから業務方法書について、委員会に詳細にといひますか、出していただくことができないか。これからですね。これは協議会等で審議さ

れるのでしようが、ここで言われるところでは、概括的なことしか言われないうが、そうすると、先ほど問題になりました人間の点もあって、人間の少数もあり、それから総理が任命をされるという任命手続も要ります。国会の承認等は要件でなかったと思うのですが、少なくとも前の民主的な、いわば国民の監視の中にある、これは出資が政府からですから、その面では、国会で監視をすることができると思うのですけれども、組織がかつてのような民主的な運び方、民主的な組織でないだけに、総裁とやっぱ二人の理事を中心にして、いわば三人できめるという点が、実際の運営にならうかと思ひます。

そうすると、これは賠償の話も出ましたよ、私は幾つかの事例をここであげるひまはありませんけれども、こういう政府出資の機関を作つて、そしてこれを最初にもとにしたというあれが、国会の承認を求めた機関について、あるいは利権融資というか、そういうものがありました例が幾つもござひます。あげると言へば幾らでもあげますが、その時間はござひません。そこで人員の増加なり——これは局長は、もう先ほど人員増加について考へたというお話でしたが、その人員の増加なり、これは長官は否定的でしたが……それから利権投資にならないような機構と運営にするために、もう少しやっぱ検討をされる必要があるのじゃないか。この点はいかがでしょう。

○国務大臣(迫水久常君) 今のお話の言葉をとらえるわけじゃありませんけれども、経済ベースに乗らないとおつ

しやいましたけれども、これは経済ベースには乗るわけです。採算性のあつたものというところについては、経済ベースに乗るわけです。しかし、いわゆる銀行的金融ベースに乗らないというところはやむを得ません。

今、吉田さんの全体的なお話に對しましては、十分に氣をつけまして、業務法方書の認可、その他役員任命といふようなことについて、万全を期したいと存じます。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御質疑はござひませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○栗山良夫君 私、ただいま案件になつております海外経済協力基金法案に對しまして賛成をいたしたいと思ひます。

ただ、賛成はいたしますが、すでに当委員会及び外務委員会との連合委員会において、同僚議員諸君から本法案の内容について、各方面から御意見が出、また政府の応答を通じて、問題の輪郭が明らかになつておりますように、この法案の運用を誤りますという、いろいろと複雑微妙な好ましくない現象を招来するおそれがあるといふので、従ひまして附帯決議を付したいと、こう考へるのであります。まず附帯決議の案文を朗読いたします。

政府は、海外経済協力基金が、よくその目的とする處に従ひ、投融資の選定を誤らず、債権の保全に遺憾なきを期し、いやくも資金が放

漫に流れ、ひいては当事国間の親善を害するが如き事態の生ぜざるよう本法の趣旨の具現のため適切な業務運営につき指導すべきである。

この附帯決議は、ただいま読み上げました通りに、非常に抽象的な表現であります。私どもの意図してありますところは、もつと具体的にこまかく表現をしたいのであります。しかし、申すまでもなく東南アジアを中心としたします諸外国との関係でありまして、国際関係が重要でありますので、各議員諸君の御意見を尊重いたしまして、そしてこの程度の表現にとどめたのであります。従つて、どうか委員会における審議の内容を十二分に熟読熟味せられて、そうしてあやまちのない運用をしていただきたいと思ひます。

で、特にもう、そういうことでありますから、多くを申し上げる必要はござひませんが、この法案の審議の過程で一番明白になりましたことは、後進国の経済協力について商業ベースと申しますか、金融ベースと申しますか、そういうものに乘らない案件を処理するのを目的としておられるわけであり

ます。従ひまして、そういうベースに乗らないというところは、一つ間違ひますといふと、いろいろな間違ひを起すわけであります。最初からそういう目的のためにこきえられたものでありますから、氣のゆるみというものが、当時者の間に生ずるおそれがあるといふわけでござひます。もちろん私は、ただいま世界の大勢は主権がだんだんと国民に移つておりますし、まだ移つていないところも、漸次移る傾向を持

ております。そして各国とも民主主義制というものにどんどんと前進をしておるわけでありますから、従ひまして、純粋な意味で後進国の産業開発を通じて相手国の経済力を増強さし、その増強された力とわが国の経済力とが交易をして、相ともに繁榮への道をたどる、そういう一つの理想に燃えてい

ると私は思ひます。また事実その通りであつてほしいと思つております。従ひまして、そういう非常に戦争前にはありましたが大東亜共榮圏などという思想は完全にながかり捨てて、そして新しい民主主義制のもとに日本が踏み切つていこうというときでありますから、これに便乗して特定の個人、法人の個人が、これに關係をする際に、いやしくも不正、不当の行為によつて利益をねらうというようなことがありましては、これは断じて許さるべきものではありません。従つて、一たん出ました場合には、日本の国際信用を失墜することは、これは言うまでもありませんが、そういうものは、何としても未然に防がなければなりません。これは一つ、後進国の経済開発に日本が協力をするとする誠意に對して、私どもは協力する反面、こういう不幸な出来事が絶対起さないように、政府は十二分の注意をもつて善処せられたらいいと思ひ

ます。そして具体的には法案の中にありまするいづれ後日決定せられるでありますし、政府が認可を与えられるでありますし、業務法方書の内容において、こまかく規定をせられ、そして運営は寛大でありましようとも、その筋道はおきましようとも、私たちが今まで必ずしも氣のつかないようないろいろな

に要望をいたしました、本法案に賛成をいたしますが、何とぞ決議案に對しまして同僚議員諸君の御賛成をお願いいたしたいと思ひます。

○川上為治君 私は、自由民主党を代表いたしまして、本法律案並びにただいま栗山議員から御発言の附帯決議案に對しまして賛成いたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて、本法案は、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました栗山委員提出の附帯決議案について採決いたします。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木幸弘君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は、全会一致を以て本委員会の決議とすることに決定いたしました。

点を指摘されましたことは、今後のこの基金の運営上、非常にためになることと大いに感謝をいたします。しこうして、ただいま御決議になりました附帯決議の御趣旨は、十分にこれを体して必ず善処いたしたいと思います。

○委員長(鈴木幸弘君) 次に、本委員会に付託されました請願九件を一括して議題といたします。

最初に各請願の趣旨について、便宜専門員から説明を聴取することといたします。

○専門員(小田橋貞壽君) 第四号の水資源開発関係予算に関する請願は、滋賀県議会議長から出ているのでありますけれども、琵琶湖の水を使うために、この湖水の高度利用をはかるための調査をしたい、そのために調査費をせひ計上してほしい、こういう請願でございます。

第二号の四国地方の開発については、愛媛県議会議長からの請願でございます。まして、地方負担の面から、この四国地方の開発促進法の一部を改正して国庫補助率、負担率の引き上げを実現してほしいという請願であります。

次に、新潟市に火力発電所を建設してほしいという請願。これは東北電力が、すでにそういう計画をもっているのだそうでございますが、それを早期に実現してほしいというのであります。

次に、九州電力の料金値上げ反対に関する請願は、文字通りでございます。値上げされると、いろいろな支障があるので、ぜひ値上げをしないようにしてほしいという請願であります。それから消費者物価に関する請願

は、最近ラジオとか新聞、ガス代、牛乳、食肉、クリーニング、電気料金そういうような点で値上がりの傾向にあるが、これを防止するために強力な対策をとってほしいという請願でございます。(賛成異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木幸弘君) ただいま説明のありました九件の請願につきまして、昨日の委員会の決定に基づき理事

会において慎重に協議いたしました結果、第四号水資源開発関係予算に関する請願、第十五号新潟市に東北電力火力発電所建設の請願、第二号四国地方開発事業費国庫補助等増額に関する請願は、その願意妥当と認められますので、議院の会議に付するを要し、かつ内閣に送付するを要するものと、第六十一号、第七十四号、消費者物価値上がり防止に関する請願につきま

しては、サービス料金等若干問題点を含んでおりますが、その願意はおおむね妥当と認められますので、これも議院の会議に付するを要し、かつ内閣に送付するを要するものとすることに意見の一致を見た次第でございます。

なお、第五号、第九十七号、第九十八号、第二百四十九号、九州電力料金値上げ反対に関する請願につきましては、いろいろ意見がありまして、採否につきましては決定を見なかつたことを御報告申し上げます。

右、理事会の検討結果について、御意見のある方は御発言を願います。

○榊兼夫君 この第五号以下四件です。九州電力料金の値上げ反対に関する請願を願意とおむね妥当と認めることができなかった理由は、どういふことでございますか。一致して、これは内閣に送付すべきものと、こう私

ども思うんですが、これが意見の一致を見なかったということは、電力料金を値上げをすることもやむを得ない、従って反対の請願については賛成がでないかと、こういう御意思でございますか、御質問いたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 委員長においてお答えいたします。

理事会におきましては、この四件について、いろいろ論議いたしました結果として、この四件を受けて、四件自体を採択、不採択を決定しないで、四件を受けて、この本委員会におきまして、これに相当する決議案を提出したらどうかという意見もございました。大体委員会におきましては、そういう意向でございました。その際におきましては、この四件を保留に取り扱っていいじやないかという決定でござい

ましたが、この決議案が提出にならないように承っておりますので、この取り扱いにつきましては、委員長といたしましては、いかが取り扱うかは、皆さんの御意見によって決定したいと思ひます。

○榊兼夫君 なるほどきのうの理事会で、本日この九州電力の料金問題に関して、本委員会の議決をすることく御準備なり、御相談をいたしておりました段階で、本委員会の意思がその決議に表示されるわけであるから、この請願については採択をしないというお取り計らいは妥当であつたと思ひます。

ところが本日、またいろいろ御相談をいただきました結果、決議をしないということになりました。この情勢の段階におきましては、この請願の趣旨は、これはもう政府の御意向にも大体

合致するやに承知いたしますので、これを願意を受けて会議に付し、政府に送付されるよう望みます。(賛成と呼ぶ者あり)

○川上為治君 この請願につきまして、この電気料金の値上げの問題というものは、きわめて重大な問題でありまして、慎重に検討をしなければならぬと思ひますが、ただこの請願の内容を見ますと、引き上げについては全然反対だというふうなことでございまして、この点については、なお私どもとしては、十分検討すべきじやないかというように考えますので、保留とこれはしていただきたいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)

○阿具根登君 私は、ただいまの意見に全く反対です。なぜならば、その次の六十一号、第七十四号、消費者物価値上がり防止に関する請願というものは、理事会では採択されておるわけなんです。ところが、九州電力の料金値上げに反対は保留になるとするならば、裏を返せば、これはやむを得ないという結果になると思ひます。そうすれば諸物価値上りの原因をここで完全に作つてくるではないか。われわれとしては、これはまだ審議の途上にもござい

ますけれども、四件にわたる九州からの請願であり、この電力料金が基礎になつて諸物価の値上げを起すこととは必然である。そういう考え方から、委員会としては、この請願を受けるべきであると、私はかように考えます。

○吉田法晴君 阿具根委員が述べましたように、物価値上がり防止については賛成、消費者物価の値上りの傾向については先に閣議でも決定をし、値

上がり防止のために努力しよう、こういう方針が定められたように承知しておりますが、その中には電力料金、あるいはガス料金等公共料金についても値上げを極力押えるために努力をする。こういう方針がきまつておる。そうして物価委員会においても消費者物価の値上りについては、これを防止することに努力しよう、こういう願意を認めながら、電力料金だけにについては値上げ反対の請願を採択しない。これは論理が矛盾をします。矛盾をしますし、それから値上げ反対陳情の中には、財政投融資をふやして開発資金をまかなうことによつて電力料金の値上げ防止ができるではないか、こういう主張もされておるのでありますから、当然私は採択してしかるべきだと思ひます。それから特に政府において今電気料金問題について、昨日でしたか、閣議も開かれておるわけでしょうが、おそろしくそこにおいて九州の電力料金値上げ反対の意見というものを相当聞いておられると思ひます。決定の前に国民が料金値上げ反対の運動をするのは、これは当然だと思ひます。国民の憲法に保障された請願の権利に基づき請願、それを国会が受けつけないという法はなからうと思ひます。

ですから、六十一号あるいは第七十四号と同様に、願意しかるべきものとして、国民の意思を取りあげてやるのが私どもとしての国会の当然の任務ではないかと私は思ひます。そういう意味において賛成をいたします。

○委員長(鈴木幸弘君) 委員長より、ちよつとお諮りをいたしますが、電力料金の値上げに関する請願以外の請願につきましては、大体理事会で御決定

いたしましたように、採択することに御異議ないと思ひますから、その点について一応お諮りいたしまして、そのあと電力料金問題についての御意見を承ることにいたしましたはどうですか。

○榊葉夫君 これは吉田、阿具根両君からも言われておりますように、六十一号、百七十四号消費者物価値上がり反対のこの請願はやはり受けて、これを本会議に付し、内閣に送付するということをきめた本委員会といたしましては、諸物価に、国民生活の何に、もう決定的な影響を与えるような電力料金値上げ反対の請願は当然受けなければ、前後一致しませんよ、これは矛盾しますよ。ですから一括願意おおむね妥当として採択されんことを望みます。

○川上治君 私は第六十一号、第七十四号の請願の内容と、電力料金の引き上げ反対の請願の内容は、少し違つておるのじゃないか。電力料金の方は、絶対一文も上げてはいかぬというふうな請願ではないかというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたように、この問題については、現在政府においてもいろいろ検討しております。またわれわれとしても、十分検討しなきゃならぬと思ひますので、これの引き上げを反対というのを、いきなり議決するということとは、これは不適當ではないかというふうに考えますので、やはりこれは保留にしたい。ですから、もしいろいろ御異論がございますれば、採決に一つしていただきたいと思ひます。

○委員長(細木亨弘君) ちょっと速記

をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(細木亨弘君) 速記を始めて下さい。

段々の御意見があり、意見の一致を見ませんので、これより採決いたしたいと存じます。

最初に、水資源開発関係予算に関する請願、新潟市に東北電力火力発電所建設の請願、消費者物価値上がり防止に関する請願、四国地方開発事業費国庫補助等増額に関する請願を問題に供します。

本請願を議院の会議に付するを要し、かつ内閣に送付するを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(細木亨弘君) 御異議ないと認めます。よつて、さように決定いたしました。

次に、九州電力料金値上げ反対に関する請願を問題に供します。

本請願について、採否の決定を行なわず、保留することに、賛成の方は拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(細木亨弘君) 多数と認めます。よつて、本請願の採否の決定は、保留することに決定いたしました。

なお、ただいま議院の会議に付するを要し、かつ内閣に送付するを要するものと決定いたしました請願につきまして、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(細木亨弘君) 次に、継続調査要求に関する件について、お諮りい

たします。

ただいま本委員会において調査を進めております経済の自立と発展に関する調査を閉会中も継続して行なうこととし、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を提出することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(細木亨弘君) 御異議ないものと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成及び手続等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時一分散会